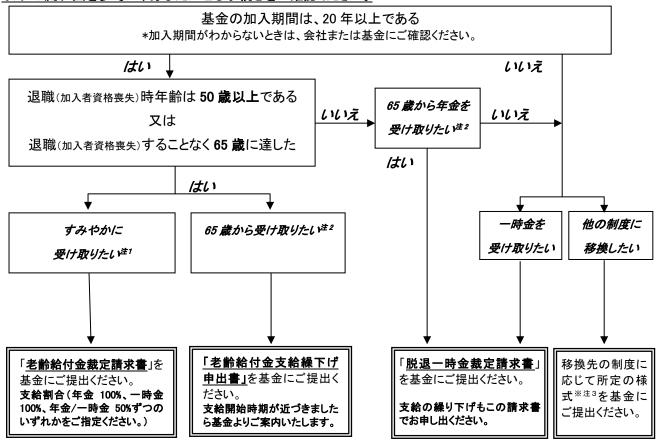
基金からの給付を受け取るには

ベネフィット・ワン企業年金基金

あなたが会社を退職するなどの理由により「ベネフィット・ワン企業年金基金」(以下「基金」といいます。)の加入者でなくなったときは、基金から給付金を受け取ることができます。以下の内容をご一読のうえ、必要な手続きをお願いします。「基金からの支給に関する手続きのご案内」には、詳細な説明を記載しておりますので、あわせてご覧ください。

以下の流れ図を参考に、あなたがとる手続きをご確認ください。



- 注 1 65歳になったときにまだ基金の加入者であるときは給付金を受け取らず、65歳以降の積立も加算して退職時(最長 70歳)で給付(年金又は一時金)を受け取ることができます。
- 注 2 65 歳未満で年金の受給権を取得した場合は、その支給開始を65 歳まで繰り下げることができます。
- 注3 移換先制度が確定拠出年金制度(企業型・個人型)及び確定給付企業年金制度の場合は移換先制度が発行する「移換申出書」、 移換先制度が企業年金連合会の場合は「脱退一時金相当額移換申出書」。

各種請求書は、基金ホームページ(最終頁をご覧ください)からご入手ください。 基金ホームページの「給付金請求書」を選んでいただくと各種請求書が添付されています。



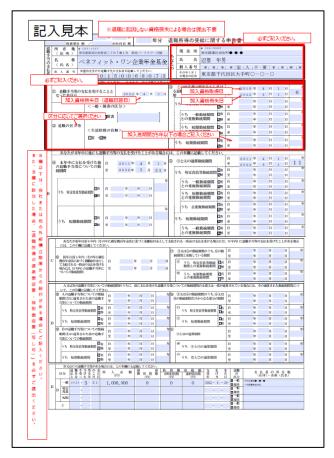
裁定請求書、退職所得の受給に関する申告書の書き方

脱退一時金裁定請求書の例です。老齢給付金裁定請求書、遺族給付金裁定請求書も同様の書式となって おります。

【脱退一時金裁定請求書】



【退職所得の受給に関する申告書】



*請求書に記載されている添付書類をご用意ください。特に「退職所得の受給に関する申告書」のご提出がない場合、給付金支給時に税金が源泉徴収される場合があります。

(詳しくは「基金からの支給に関する手続きのご案内」に掲載しております。)

給付金のお支払いは、請求書が基金に届いてから約1ヶ月後となります。

給付金は、当基金で定める書類の受付締め日ごとに定める支払日にご指定の口座に振り込みをさせていた だきますので、下記書類送付先まで必要書類をお送りください。

書類の受付締め日と支払予定日については、当基金のホームページをご覧ください。

書類送付先及び問い合わせ先

ベネフィット・ワン企業年金基金

〒163-1037

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号 新宿パークタワー37階

ホームページ URL: https://www.benefitdb.jp/